

社会保障分野における検討状況

厚生労働省政策統括官付

社会保障担当参事官室情報連携基盤推進室

社会保障分野サブワーキンググループの開催について

1 目的

医療・介護・年金等の社会保障分野は、自己の情報の入手・活用等に関して国民の期待が高い一方で、機微性の高い情報を含むものであるため、新しい制度の設計においても、情報連携や個人情報保護の枠組みに関して、技術・制度の両面にわたり、特段の措置を講ずることが必要と考えられる。

そこで、社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度に関する共同の検討の場として設置された、個人情報保護ワーキンググループ（以下「個人情報保護WG」という。）及び情報連携基盤技術ワーキンググループ（以下「技術WG」という。）における議論を踏まえ、社会保障分野における適用について検討を行うため、両WGの下に社会保障分野サブワーキンググループ（以下「本SWG」という。）を開催する。

2 検討事項等

本SWGは、個人情報保護WG及び技術WGと連携し、両WGにおける議論と並行して以下の事項について検討し、その結果及び活動状況について両WGに報告することとする。

- (1) 社会保障分野における情報連携の共通基盤の活用
- (2) 社会保障分野における番号及び情報連携のあり方
- (3) 社会保障分野における個人情報保護等に関する特段の措置等

3 構成及び運営

- (1) 本SWGは、峰崎内閣官房参与の主宰するWGとして設置する。
- (2) 本SWGの構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本SWGに座長及び座長代理を置く。
- (4) 本SWGの座長及び座長代理は峰崎内閣官房参与の指名により定める。
- (5) 本SWGは、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) その他、本SWGの運営に関し必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (7) 本SWGの庶務は、内閣官房社会保障改革担当室及び情報通信技術（IT）担当室の協力を得て、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室が各府省と連携して行う。

社会保険分野サブワーキンググループ構成員名簿
(敬称略、五十音順)

いしかわ	ひろみ	日本医師会 常任理事
石川	広己	
いながき	よしまさ	健康保険組合連合会 理事
稲垣	憲正	
おだ	としろう	日本薬剤師会 常務理事
小田	利郎	
◎かねこ	いくよう	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
金子	郁容	
ごとう	しゅうじ	三鷹市企画部地域情報化担当部長
後藤	省二	
こまむら	こうへい	慶應義塾大学経済学部教授
駒村	康平	
さとう	よしひろ	日本ヒューレット・パッカード(株) 個人情報保護対策室室長
佐藤	慶浩	
すずき	まさとも	新潟大学法科大学院教授
鈴木	正朝	
たかはし	ひろし	国際医療福祉大学大学院教授(日本福祉介護情報学会代表理事)
高橋	紘士	
たかやま	のりゆき	一橋大学名誉教授
高山	憲之	
とみやま	まさし	日本歯科医師会 常務理事
富山	雅史	
◇ひぐち	のりお	東京大学大学院法学政治学研究科教授
樋口	範雄	
※まつもと	やすし	セコム(株)IS研究所基盤技術ディビジョン認証基盤グループグループリーダー
松本	泰	
○やまもと	りゅういち	東京大学大学院情報学環准教授
山本	隆一	

◎については、座長

○については、座長代理

※については、情報連携基盤技術ワーキンググループメンバー

◇については、個人情報保護ワーキンググループメンバー

社会保障分野サブワーキンググループにおける検討状況について

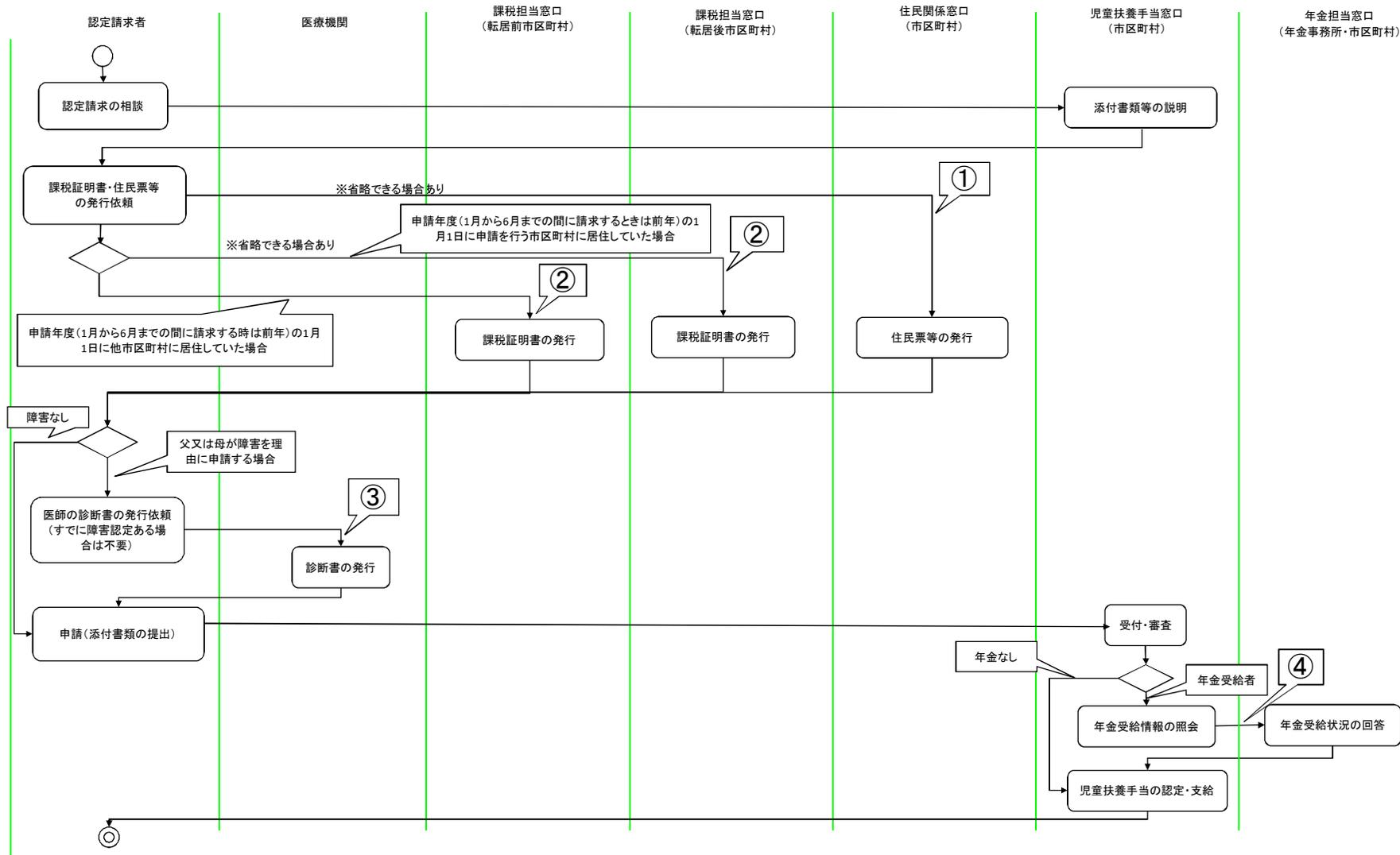
1 検討を行うにあたっての基本的な考え方

- 今般検討が進められている番号制度においては、複数の機関が関わる様々な手続について、情報通信技術を活用して異なる機関間で情報連携を行うことで、必要とされている添付書類の省略など、国民の利便向上を目指すこととしており、確実な本人認証と安全な情報連携等の仕組みを構築する必要がある。
- その際、各機関が保有しやりとりされる情報は様々であり、情報の機微性に応じた情報保護措置を行うべきである。すなわち、機微性の高い情報については、それに相応しい厳格な情報保護措置を講じる必要がある一方で、社会コスト等も勘案すれば、すべての情報に同レベルの措置を求める必要まではないと考えられる。
- したがって、検討にあたっては、社会保障分野における個々の手続きについて、どのような目的に何の情報が必要であるかを明らかにした上で、それぞれの情報の機微性の評価を行い、それを踏まえて制度・技術両面の設計を行っていくことが必要となる。
- なお、現在やりとりされているのは書面上の情報であるが、今後は書面単位ではなく、書面のなかにある個々のデータ単位でやりとりを行うこととなるため、制度検討にあたっては書面単位ではなく、手続に必要とされる個々のデータという単位で検討を行うこととなる。

2 具体的な検討方針

- このような基本的な考え方のもと、社会保障分野サブワーキンググループにおいては、社会保障分野の各手続きについて、
 - ①何のデータ（情報）が必要とされているかを明らかにし、
 - ②データごとの機微性を評価し、
 - ③その評価に基づいて、相応しい措置を検討することとしている。
- 具体的には、まず地方団体から寄せられた100程度の具体的なユースケースに関する要望を検討のたたき台として、項目の集約・追加等を行い、現状の手続の流れがどうなっているのか、その際必要とされる情報は何か、という現状手続の分解・分析を行う。
(具体例として事務局が現時点でまとめた児童扶養手当の例：別紙)
- 併せて、分解された個々の情報ごとにその機微性の評価をどうするかという評価の枠組みや考え方を示し、その評価に基づいて、確実な本人識別・認証、安全な情報連携の方策、個人情報保護に係る制度上の措置など、社会保障分野に相応しい制度設計を検討していく。
- 今後は、SWGにおける議論を踏まえ、これらの検討結果をとりまとめる予定。

業務名(目的等) 児童扶養手当認定請求
 スコープ(業務範囲等) ポリシー



○現行の手続で必要な情報

項目No	大項目	中項目	手続番号	書類名	誰が(当該手続で必要とされる情報を保有している者)	誰に(現行の手続でその情報を必要としている者)	必要とする情報	根拠規定	備考
○○	児童扶養手当の手続きの簡素化	児童扶養手当の認定請求手続	①	戸籍・住民票情報	市区町村住民関係窓口	市区町村児童扶養手当窓口	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 性別 住所 世帯の状況(婚姻関係等) 	・児童扶養手当法施行規則第1条第1号	
			②	課税証明書情報	市区町村税務担当窓口	市区町村児童扶養手当窓口	<ul style="list-style-type: none"> 所得の額 扶養親族等の有無及び数 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数 各種控除の状況 	・児童扶養手当法施行規則第1条第7号及び8号	
			③	診断書情報	医療機関	市区町村児童扶養手当窓口	(例:視覚障害の場合)※その他の類型は別紙参照 <ul style="list-style-type: none"> 氏名 性別 生年月日 住所 障害の原因となった傷病名 傷病の発生又は誘因 傷病発生年月日 障害の原因となった傷病のためはじめて医師の診断を受けた日 将来再認定の要 視力 視野 所見 備考 	・児童扶養手当法施行規則第1条第4号及び第6号	
			④	年金受給情報	日本年金機構等	市区町村児童扶養手当窓口	・公的年金の受給の有無	児童扶養手当法第30条	